

## はじめに

本県には、地下水が比較的豊富にあるといわれ、従来から地下水の利用が盛んに行われてきました。しかし、県南・県西地域における住宅地開発、鹿行地域における臨海工業地帯の操業、その他県内主要拠点における内陸工業の進出、農用地の高度利用に伴う水需要の増大等により、県南・県西地域を中心として地下水位の低下、地盤沈下等の地下水障害が発生し、種々の問題が起こってきました。

このような状況の中で、本県では昭和52年に「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」を施行し、県南・県西・鹿行の各地区を指定地域とし、地下水の保全と適正な利用を図ってきたところです。

本書は、条例の内容・許可申請手続き等をまとめたものです。ご活用いただければ幸いです。

# 目 次

はじめに

1	条例の概要	1
2	条例制定の経緯	3
3	条例のあらまし	4
4	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例	16
5	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則	21
6	許可申請・届出等の手続	41
7	申請前の協議	44
8	申請書等の記載要領	45
9	添付書類の作成要領	55
10	参考資料	68
	茨城県行政組織条例（抜すい）	68
	茨城県地下水利用審査会規則	70
	茨城県地下水利用審査会に係る「地下水採取計画書」	71
	茨城県生活環境の保全等に関する条例（抜すい）	72
	茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜すい）	76
	揚水試験の実施について	84
	揚水施設の概要	88
	国の地下水対策	91

# 1 条 例 の 概 要

## 1 条例を適用する地域（指定地域という）

別図P 2 参照してください。

## 2 条例の適用を受ける揚水施設の基準

上記の指定地域内で、動力を用いて地下水を採取する揚水施設で、揚水機の吐出口断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19c㎡以上で、規則で定める基準断面積を超える場合は知事の許可を受けなければならない。

## 3 用途別基準断面積

用 途	使 用 目 的	基準断面積
生 活 用 水	水道用、その他飲用水	50c㎡
工 業 用 水	ボイラー用・原料用、製品処理及び洗浄用、冷却用等	50c㎡
農 業 用 水	水田、畑地、草地、花木、種苗、施設園芸のかんがい用、ゴルフ場（散水のみで使用で地下にすべて還元する場合）	125c㎡
その 他 用 水	公園、ゴルフ場（散水以外の使用を含む場合）、プール、試験研究、養魚、防火用	50c㎡

## 4 許可申請の窓口及び問い合わせ

〒310-8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県政策企画部水政課（水資源・工水担当） TEL 029-301-2625（ダイヤルイン） FAX 029-301-2629
---

## 5 許可申請等の手続き

指定地域内で揚水施設の新設・変更、更新等の許可申請及び揚水施設所有者の変更の届出等の手続きは、「6 許可申請・届出等の手続き」P41～43を参照のうえ上記の窓口に提出してください。

# 地下水の採取の適正化に関する条例 指定地域



## 2 条例制定の経緯

本県には、地下水が比較的豊富にあるといわれ、年間約4億トンという大量の地下水が採取され用水に使われています。

本県は、首都圏に位置しており、東京を中心とした人口、産業の集中による影響が昭和40年代後半からとくに顕著に現れ、県南、県西地域における住宅地開発、鹿行地域における臨海工業地帯の整備その他県内主要拠点における工業の進出などによる水需要や農用地の高度利用、生産増強等により、生活用水、工業用水、農業用水の水需要が増加しています。

増加する水需要のかなりの量が地下水を水源として依存することとなりますが、地下水については、豊富に賦存しているといっても、決してその量は無限ではなく、新たに降雨等によって地下に補給される速度も遅く、地下水を大量かつ無秩序に採取し続けると地下水の水位の低下によって揚水者相互の間に揚水障害をひきおこしたり、塩水化又は水質の悪化の原因になり、ひいては地盤沈下のような事態を発生させることとなります。

現在、地下水の採取の規制は、地盤沈下が生じた場合に工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律により地域を定め事実上禁止する措置を講ずることになっております。すでに、近県の東京都、千葉県、埼玉県ではこれら法律の適用を受け、又各都県とも公害防止条例による規制を実施しています。

本県の場合、これら都県にみられるほど、地下水の採取による地盤沈下現象が顕著ではありませんが、地下水採取の相互干渉による揚水障害などの例は、県内の各地域に生じております。今後の地下水の需要の増大にまかせて地下水の無制限あるいは無秩序な採取を続けては、早晩、地下水の枯渇、水質の悪化又は広域的な地盤沈下など憂慮すべき事態に立ち至ることが明らかであります。

このような深刻な事態が発生してから、その採取を禁止するような対策を講ずることは社会に大きな混乱をひきおこし、地下水の有効利用及び生活や生産環境の保全の面からも避けなければなりません。

したがって本条例は、無制限、無秩序の採取行為によって自己又は他人の採取行為までも不可能にし、ひいては地盤沈下のように回復しがたい損害にまで及ぶ事態を未然に防止し、良質な地下水を貴重な水資源として永続して活用するために、一定の規模以上の揚水施設によって大量な地下水を採取する行為について、採取前に知事の許可等を必要とし、勧告、指導及び報告の規定をおいて地下水の利用の調整を図ることを目的としています。

なお本県の場合、生活環境の保全等に関する条例では、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル以上のものは特定施設として届出が義務づけられていますが、本条例は生活環境の保全等に関する条例のように主として地盤沈下対策として制度化されているものとは目的が異なることから、独自の条例としています。

### 3 条例のあらまし

#### (目的)

第1条 この条例は、地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより、地下水の保全と適正な利用を図り、もって県勢の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

地下水は、河川のような表流水と同じようにその水源のもとには降雨等であるが、河川とは異なり地下に浸透し地下水として補給される速度が遅いので、一時に大量の地下水を採取すると、地下水位の急激な低下をひきおこして、地下水の枯渇による採取者相互の揚水障害や水質の悪化、ひいては地盤沈下などの弊害をもたらすことになる。

本条例は、無秩序な地下水の採取行為が貴重な水資源である地下水の保全を損うことのないよう将来にわたって有効適切に、安定した利用ができるように、採取行為相互の秩序維持をはかっただけ地下水の異常な水位低下から派生する障害の発生を防止することを目的としているものである。

したがって本条例は、地下水の採取を一律に制限しようとするものではない。その地域の地下水の賦存状況、揚水施設による採取の状況、採取量及び採取の深度などをすべて技術的に検討し地下水の利用の調整をはかり貴重な水資源である地下水を適切に保全することによって、将来の県勢の発展と県民の福祉の増進を図ろうとするものである。

#### (定義)

第2条 この条例において「指定地域」とは、人口若しくは産業の集中に伴い、水の需要が増大し、又は増大が見込まれる地域であって、地下水の採取による地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害を防止するためには地下水の採取の適正化を図る必要のある地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「揚水施設」とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取する施設（河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。

[1] 条例を適用する地域を指定地域として規則で定めており、その指定の要件は次の(1)と(2)のどちらにも該当する地域が指定されることになる。

(1) 人口若しくは産業の集中に伴い、水の需要が増大し、又は増大が見込まれる地域

(2) 地下水の採取による地下水の水位の異常な低下又は地下水の塩水若しくは汚水の混入等の障害を防止するために採取の適正化を図る必要のある地域。

いいかえれば、(1)は水の需要の増大によって、その水源としての地下水への依存が高まること。(2)は、その結果地下水の採取行為の増大によって地下水利用に伴う各種の障害を未然に防止する必要があることをそれぞれ規定したものである。

[2] 地域の指定にあたっては、地下水の利用の現状、将来の人口及び産業の集中の見通し、地形及び地質の特性による地下水の賦存状況を勘案し、〔1〕の要件に該当するかどうかにより決定することとなるが、地下水は地下水脈又は地下水盆として広域に賦存するのが通例なので、地域の範囲は可能な限り広くとることにしている。

[3] 現在、鹿行、県南、県西の各地区に含まれる30市町村を指定地域としているが（規則別表）、その他の地域については、今後の地下水利用の動向等に応じて適宜検討することとなる。

[4] 動力を用いる場合としたのは、本条例は特に大量の地下水を採取する場合を対象とすることとしているので、人力等動力によらないで採取する場合には、その採取量は限られるものであることから除外することとした。

[5] 動力による場合でも、次のような採取行為は本条例の適用は受けない。

(1) 温泉法による温泉を採取する場合

(2) 河川法が適用される河川（1級河川および2級河川）又は、準用される河川（準用河川）の河川区域内で採取する場合

(3) 条例でいう揚水施設とは、動力を用いて地下水を採取する施設であって、井戸及び揚水機を一括した施設をいう。

揚水施設の主たる部分は、モーター、発動機などの原動機ポンプ、揚水管（吸水管）及びケーシング（ストレーナーを含む）をいう。

（地下水の採取の許可）

第3条 指定地域内において揚水施設により地下水を採取しようとする者は、その揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が19平方センチメートル以上で規則で定める断面積（以下「基準断面積」という。）を超える場合は、知事の許可を受けなければならない。揚水施設の構造の変更によりその揚水機の吐出口の断面積が基準断面積を超えることとなる場合も同様とする。

[1] 本条は指定地域内で吐出口が基準断面積を超える揚水施設により地下水を採取しようとする場合には、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないことを定めたものである。

[2] 許可を必要とする採取行為としては、本条例は大量の地下水を採取する場合を対象とすることとした趣旨から揚水機の吐出口の断面積を基準とし、それが一定の規模を超える場合とした。

その範囲は「19平方センチメートル以上で規則で定める断面積を超える場合」としたが規則では次の基準断面積とした。

(1) 農作物のかん漑の用に供するため、地下水を採取する場合には、基準断面積が125平方センチメートル（口径約126ミリメートル）を超える揚水施設が該当し、専ら水田、畑地などの農作物のかん漑の用に供するものであること。（規則第4条第1項）

(2) 前号以外の用に供するため、地下水を採取する場合には、基準断面積が50平方センチメー



トル（口径約79ミリメートル）を超える揚水施設が該当し、農作物のかん漑以外に供する場合の全てが含まれる。（規則第4条第2項）

[3] 「揚水機の吐出口の断面積」は、地下水が揚水機本体を最後に通過する部分の内径によるものとし、吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計とする。

なお、同一敷地内等において2以上の揚水施設により地下水を採取する場合などには、その地下水の採取行為が一連の計画のもとに行われると認められるときには、それぞれの吐出口の断面積を合計することとなる。

[4] 「地下水の採取」とは、地下水をある目的に供する意図で採取する場合をいい建築工事などの際に湧出する地下水を一時的に排出する場合は含まれない。

[5] 揚水機の吐出口が基準断面積以下の場合などに、揚水施設の構造を変更して揚水機の吐出口の断面積が基準断面積を超えるようにする場合には、同様に本条の許可が必要である。（本条後段）

なお、許可を受けた揚水施設の構造を変更する場合には、本条後段によるものでなく、第9条の変更の許可を受けることになる。

[6] 偽りその他不正な手段で本条の許可を受けた者、又は本条に違反して許可を受けずに地下水を採取した者には、第14条の規定により許可の取消し等が行われる。

[7] 本条に違反して地下水を採取した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。（第24条）

#### （許可申請の手続）

第4条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 揚水施設の設置の場所
- (3) 地下水の1日の採取量
- (4) 揚水施設のストレーナーの位置
- (5) 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積
- (6) 地下水の採取の目的
- (7) 地下水の採取の時期
- (8) 地下水以外の水源（以下「代替水」という。）への転換の見通し
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、揚水施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。



〔1〕 許可を受けようとするときは、本条第1項第1号から第9号までの事項を記載した申請書（規則様式第1号）を提出しなければならない。（規則第5条第1項）

第9号の事項として定められているのは、揚水機の能力及び地下水採取量の測定方法である。（規則第5条第2項）

〔2〕 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。（第2項及び規則第5条第3項）

- (1) 揚水施設の設置の場所を示す図面（P56参照）
- (2) 揚水施設の構造図（P57参照）
- (3) 揚水施設を設置する場所の地質柱状図（P58参照）
- (4) 揚水試験の結果を記載した書面（P59～64参照）
- (5) 代替水への転換の見通しがある場合は、その見通しを証する書面
- (6) その他知事が特に必要と認めた書面

〔3〕 ただし、添付書類については、地下水の採取の形態からみて、全ての書類がなくても審査に必要な内容が判断できる場合、あるいは干ばつ時に緊急に地下水を採取する必要があるため全ての書類を用意する時間的余裕がない場合などを想定し、これらの場合に知事がやむを得ないと認めるときは、書類の一部を省略できるようにしている。（規則第5条第4項）

#### （許可の基準）

第5条 知事は、第3条の許可の申請があった場合において、当該地下水の採取により地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害の防止に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる場合であって、前項に規定する障害の防止に著しい支障が生じないと認めるときは、第3条の許可をすることができる。

- (1) 採取の目的からみて、地下水の採取が季節的なものである場合
- (2) 代替水に転換することが明確であって、地下水の採取が一時的なものである場合
- (3) その他規則で定める場合

〔1〕 許可の基準を何に求めるかは態様により異なる。一般に地下水の採取の許可の基準としては揚水施設の構造基準を定め、それに適合していなければならないとする例が多い。

たとえば、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律では、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積とストレーナーの位置のそれぞれの基準を定めている。（吐出口の断面積については上限を抑えストレーナーの位置は一定の深さ以上とする。）これらはいずれも地盤沈下対策として実施されている関係から大量の地下水の採取は事実上禁止するために、工業用水としての地下水の採取が経済的に成立しないとか、あるいは深いところの地下水は水質が良くないことから使用できないということとなる。基準が地域を限って定められている。

本条例のねらいは、地下水の採取を禁止するものでなく、将来とも持続して利用できるように

地下水の採取の方法を検討しようとするものであるから、前記の制度のように構造物の基準を一律に定めることは一般的には必要でない。

本条例の場合、地下水の採取による地下水位への影響あるいは地下水の枯渇の有無がその判断の重要な事項となり、その態様は、地域や揚水施設の場所、地下水の採取量、地下水の深さ、採取の時期等によりさまざまである。

したがって本条例の許可の基準としては、揚水施設の構造基準を一律に定めるという方法でなく、具体的な申請のケースごとにこれらの支障の有無を審査し、その支障のない適正な採取を行えるものについて許可する方法とすることが適当である。

なお、個々具体のケースにより判断する場合においても地域的な地下水の賦存状況、利用の状況などから、たとえば1日当たりの地下水の採取量の限度、ストレーナーの位置などについてある程度地域的な一定の基準（尺度）は考えられる。

[2] 許可の申請があった場合に、申請した揚水施設による地下水の採取について、1日の採取量、採取の場所及び採取する深度（ストレーナーの位置）と揚水試験結果並びに地域の地下水の実状などにより採取によって生ずる障害の有無を審査し、当該揚水施設によって地下水を採取することが次の(1)、(2)にあたる場所には原則として許可しないこととする。（第1項）

(1) 地下水の水位の異常な低下による障害を防止するにあたり支障を生ずる場合又は生ずるおそれがあると認められる場合

(2) 地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害を防止するにあたり支障を生ずる場合又は生ずるおそれがあると認められる場合

[3] 第1項の原則的な許可の基準にかかわらず、次の場合であって著しい支障が生じない場合には許可をすることができることとしている。（第2項）

(1) 採取の目的からみて、地下水の採取が季節的なものである場合

(2) 代替水に転換することが明確であって、地下水の採取が一時的なものである場合

(3) 専ら防火の用に供するため、地下水を採取する必要がある場合

(4) 干ばつ時等における緊急対策として地下水を採取する場合

(5) 水質又は水温について特別の条件を必要とする事業の用に供するため、地下水を採取する場合

[4] (1) [3] の(1)は、地下水の採取が通年でなく期間を限られるものである場合には、一時的な地下水位の低下があっても、地下水の採取をしない期間に地下水位の回復が図られることが明らかである場合を想定したものであって、農業かんがい用に地下水を採取する場合などがこれに該当する。

(2) [3] の(2)は、将来市町村の公営水道等に転換することが明確であって、それまでの間暫定的に地下水を採取する場合などである。

なお、代替水への転換の時期は、地域的な代替水の供給計画の有無、熟度、見通し等により判断せざるを得ないが少なくともその構想程度のものは必要である。

(3) [3] の(4)は、干ばつ時にかんがいのために緊急に地下水を採取する場合が典型的な例であるが、養殖（蓄養を含む）の場合に、用水が渇水により不足し又は水質が悪化したために地下水に切り換える場合なども該当する。

(4) [3] の(5)は、地下水のもつ特性、水質、水温に着眼し、それを利用して事業を行っている場合をいったもので、たとえば魚類の養殖等（蓄養を含む）が該当する。

(許可の条件等)

第6条 知事は、第3条の許可をするに当たり、必要な条件又は期限を付することができる。

[1] 必要な条件又は期限としては、許可の有効期間、地下水採取量の測定法の指示、地下水採取に伴う障害防止措置、水温、水質、地下水位の測定などがある。

[2] 本条に違反した場合には、許可の取消し等がされる。(第14条)

(意見の聴取)

第7条 知事は、第3条の規定による許可又は不許可の処分をする場合において、揚水施設の設置の場所、地下水の採取量、地下水の水位の状況等からみて重要と認めるものについては、あらかじめ茨城県地下水利用審査会の意見を聴かなければならない。

地下水が多量に採取されている地域で、新たに地下水を採取する場合、特に大量の地下水を採取しようとする場合、又は、地下水が低下している地域で新たに地下水を採取する場合など特に慎重な審査を必要とするときは、第3条の許可又は不許可の処分をするにあたり、地下水利用審査会の意見を聴くこととした。

(経過措置)

第8条 一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において揚水機の吐出口の断面積が基準断面積を超える揚水施設により地下水を採取している者は、第3条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者は、その地域が指定地域となった日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第4条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第2項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

[1] 本条例は、新たに地下水を採取しようとする場合を対象とし、従前から地下水を採取している場合には、あらためて許可を受ける必要はなくその地下水の採取については、第3条の許可を受けたものとみなすこととした。

[2] 経過措置の適用を受ける者とは、指定地域の指定の際に現にその地域内で揚水機の吐出口の

断面積が基準断面積を超える揚水施設により地下水を採取している者であり、基準断面積以下の揚水施設により地下水を採取している者は本来第3条の許可を受ける必要がないので、本条の適用がないのは当然である。

なお、「地下水を採取している者」とは、現実に地下水を採取し、利用している者であることを要し、たとえば開発行為の許可など他法令による許可を受けていることだけでは該当しない。

[3] 本条例により第3条の許可を受けたものとみなされた者は、指定地域の指定の日から起算して60日以内に知事に届出なければならない。

届出は、地下水採取届出書（規則様式第2号）に必要な事項を記載し、第4条第2項の書類（許可申請の場合に添付する書類）を添付して行わなければならない。

[4] 本条により条例第3条の許可とみなされた者については、条例中次の条文が適用される。

- (1) 第9条（変更の許可）
- (2) 第10条（氏名等の変更の届出）
- (3) 第11条（承継）
- (4) 第12条（廃止の届出）
- (5) 第13条（許可の失効）
- (6) 第15条（地下水の採取量の減少勧告）
- (7) 第16条（措置報告）
- (8) 第17条（記録及び報告）
- (9) 第18条（緊急時の措置）
- (10) 第19条（立入検査等）

（変更の許可）

第9条 第3条の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、第4条第1項第2号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第4条から第7条までの規定は、前項の許可に準用する。

[1] 許可を受けてから地下水の採取の内容に重大な影響を与える事項を変更する場合には、本条により変更の許可を受けなければならない。

変更する場合に許可を受けなければならない事項は、次のとおりである。

- (1) 揚水施設の設置の場所（第4条第1項第2号）
- (2) 地下水の1日の採取量（同第3号）
- (3) 揚水施設のストレーナーの位置（同第4号）
- (4) 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（同第5号）
- (5) 地下水の採取の目的（同第6号）
- (6) 地下水の採取の時期（同第7号）

- [2] 工場、事務所、作業所などの移転により、揚水施設の位置が大きく変わる場合には、変更許可申請によるものではなく新設の許可申請によることとなる。
- [3] 変更の許可は、地下水採取変更許可申請書（規則様式第3号）に第3条の許可申請をする場合に添付する書類と同種の書類を添付して行うこととなる。
- [4] 「採取者」とは、第3条の許可を受けた者と第8条の規定により第3条の許可を受けたものとみなされる者を含む意味である。
- [5] 偽りその他不正な手段により本条の許可を受けた者又は本条に違反して許可を受けずに地下水を採取している者に対しては、第14条の許可の取消し等が行われる。
- [6] 本条に違反して地下水を採取した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。  
(第24条)

(氏名等の変更の届出)

第10条 採取者は、第4条第1項第1号、第8号若しくは第9号に掲げる事項に変更があったとき又は変更したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届出なければならない。

- [1] 許可を受けた者（許可を受けたものとみなされた者を含む。）が氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、地下水以外の水源いわゆる代替水への転換の見通し並びに揚水機的能力及び地下水採取量の測定方法（規則第5条第2項）にそれぞれ変更があったとき又は変更したときは、その日から30日以内に規則様式第4号の届出書に必要事項を記載のうえ知事に届け出なければならない。
- [2] 本条に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。  
(第25条)

(承継)

第11条 採取者からその許可に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、その揚水施設に係る第3条の許可を受けた者の地位を承継する。

2 採取者について相続、合併又は分割（その許可に係る揚水施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届出なければならない。

- [1] 許可を受けた者（許可を受けたものとみなされた者を含む。）から許可を受けた揚水施設を譲り受け、又は借り受けた場合及び相続し又は法人が承継した場合には、承継した者は、その承



継のあった日から30日以内に規則様式第5号の届出書に必要事項を記載のうえ知事に届出をしなければならない。

[2] 承継する内容は、第3条の許可を受けた事項及び許可の際に付された条件又は期限をも含む。

(廃止の届出)

第12条 採取者は、次の各号に掲げる場合は遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届出なければならない。

- (1) 揚水施設による地下水の採取を廃止した場合
- (2) 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積を基準断面積未満とした場合

(許可の失効)

第13条 採取者が前条各号の一に該当するに至ったときは、当該許可はその効力を失う。

許可を受けた者（許可を受けたものとみなされる者を含む。）が揚水施設による採取を廃止した場合及び揚水施設の揚水機の吐出口の断面積を基準断面積未満とした場合にはそれぞれその日からできるだけ速やかに規則様式第6号の届出書に必要事項を記載のうえ知事に届出なければならない。

(許可の取消し等)

第14条 知事は、偽りその他不正な手段により第3条若しくは第9条第1項の許可を受けた者又は第6条の規定により付した条件に違反した者に対し、その許可を取消することができる。

2 知事は、第3条若しくは第9条第1項の規定に違反して許可を受けず、又は第6条の規定により付した条件に違反して地下水を採取している者に対し、地下水の採取の停止若しくは採取量の減少又は相当の期限を定めて当該揚水施設のスレーナーの位置の変更その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

いわゆる監督処分の規定である。

第2項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。（第24条）

(地下水の採取量の減少勧告)

第15条 知事は、地下水の採取の目的、代替水の供給の状況等により地下水の使用を合理化し、又は代替水への転換をすることが適当であると認めるときは、その者に対し当該揚水施設の構造の改善、代替水への転換その他採取量の減少のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(措置報告)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定により勧告をした者に対し、勧告に基づく措置について報告させることができる。

許可を受けて地下水を採取している場合（許可を受けたものとみなされる場合を含む。）において、採取の目的からみても不必要に多量の地下水を採取しているとき、あるいは、上水道、工業用水道などが整備され、地下水を水源とする必要がなくなったときなどには、不要不急の地下水の採取を防止させるために、揚水施設の構造の改善、代替水への転換その他必要な措置を勧告できることとしている。

（記録及び報告）

第17条 採取者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量を記録し、及びこれを知事に報告しなければならない。

〔1〕 許可を受けた者（許可を受けたものとみなされる者を含む。）に、地下水の採取量の記録と知事への報告を義務づけ、地下水の実態の把握と条例の適正な施行の確保を図ろうとしたものである。

〔2〕 記録は、水量測定器により測定した採取量を地下水採取量等記録表（規則様式第7号）に記載して行わなければならない。ただし、水量測定器による測定ができない事情があるときは、揚水機の能力、吐出口の断面積及び運転時間により算定した採取量を地下水採取量等記録表（規則様式第8号）に記載して行うことができることとしている。（規則第12条）

地下水の適正な利用を図り、水位低下による障害の発生を防止するには、長時間にわたって継続的な地下水に関する正確な記録とデータを必要とする。また、地下水の保全に関連して、特定の場所、時点での地下水の採取量を把握することが特に必要となる。

したがって、新たに揚水施設を設置し、又は変更する場合には、その揚水施設による地下水の採取量を正確に測定できる水量測定器を設置することが適当であるので、必要に応じてその設置をするよう指導するものとする。

〔3〕 報告は、毎年の地下水採取量について翌年の2月末日までに地下水採取量等報告書（規則様式第9号）によってすることとしている。（規則第13条）

（緊急時の措置）

第18条 知事は、地下水の採取により地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の著しい障害が生じたと認められる場合は、期限及び指定地域のうち区域を定めて、その区域における採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取量の制限その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ茨城県地下水利用審査会の意見を聴かなければならない。

〔1〕 天災など非常な事態が発生し、その結果地下水位の異常な低下又は水質の悪化等の障害が発



生じた場合の緊急措置として、知事は、期限を設け、指定地域のうち区域を定めて、その区域内の地下水の採取者の全部又は一部の者に対し、採取量の制限やその他障害の拡大を防止するために必要な措置命令を発することができることとした。

[2] 本条の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。(第24条)

#### (立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揚水施設により地下水を採取している者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして工場、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (地下水に関する調査)

第20条 知事は、地下水に関し必要な調査に努めるものとする。

#### (水資源開発等の推進)

第21条 県及び市町村は、長期的な水需要の増大に対応し、必要な水を供給するための水資源の開発又は用水の供給に努めるものとする。

#### (適用除外)

第22条 この条例の規定は、工業用水法（昭和31年法律第146号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）の規定の適用がある場合の地下水の採取については、適用しない。

本条例は、工業用水法が対象とする工業用水、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（以下「ビル用水法」という。）が対象としている冷房用水といった特定の用水を対象としたものではなく、全ての地下水の採取を対象としている。

工業用水法やビル用水法は、地域を指定して適用されているが、本県には指定地域がなく各法の適用はないため、全県下に条例の適用ができることになる。

将来法律による地域指定が行われ、対象とされる用水の採取が規制される場合には、その指定地域内で対象としている用水のみが法律と条例との関係上、条例の適用からはずれることになる。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第9条第1項の許可を受けないで指定地域内の揚水施設により地下水を採取した者
- (2) 第14条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条第1項の規定による命令に違反した者

第25条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 4 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例

〔昭和51年12月24日〕  
〔茨城県条例第71号〕

(目的)

第1条 この条例は、地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより、地下水の保全と適正な利用を図り、もって県勢の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「指定地域」とは、人口若しくは産業の集中に伴い、水の需要が増大し、又は増大が見込まれる地域であつて、地下水の採取による地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害を防止するためには地下水の採取の適正化を図る必要のある地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「揚水施設」とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取する施設（河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。

(地下水の採取の許可)

第3条 指定地域内において揚水施設により地下水を採取しようとする者は、その揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が19平方センチメートル以上で規則で定める断面積（以下「基準断面積」という。）を超える場合は、知事の許可を受けなければならない。揚水施設の構造の変更によりその揚水機の吐出口の断面積が基準断面積を超えることとなる場合も同様とする。

(許可申請の手続)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 揚水施設の設置の場所
- (3) 地下水の1日の採取量
- (4) 揚水施設のストレーナーの位置
- (5) 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積
- (6) 地下水の採取の目的
- (7) 地下水の採取の時期
- (8) 地下水以外の水源（以下「代替水」という。）への転換の見通し

(9) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、揚水施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第5条 知事は、第3条の許可の申請があった場合において、当該地下水の採取により地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の障害の防止に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる場合であって、前項に規定する障害の防止に著しい支障が生じないと認めるときは、第3条の許可をすることができる。

(1) 採取の目的からみて、地下水の採取が季節的なものである場合

(2) 代替水に転換することが明確であって、地下水の採取が一時的なものである場合

(3) その他規則で定める場合

(許可の条件等)

第6条 知事は、第3条の許可をするに当たり、必要な条件又は期限を付することができる。

(意見の聴取)

第7条 知事は、第3条の規定による許可又は不許可の処分をする場合において、揚水施設の設置の場所、地下水の採取量、地下水の水位の状況等からみて重要と認めるものについては、あらかじめ茨城県地下水利用審査会の意見を聴かななければならない。

(経過措置)

第8条 一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において揚水機の吐出口の断面積が基準断面積を超える揚水施設により地下水を採取している者は、第3条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者は、その地域が指定地域となった日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第4条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第2項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(変更の許可)

第9条 第3条の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、第4条第1項第2号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第4条から第7条までの規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第10条 採取者は、第4条第1項第1号、第8号若しくは第9号に掲げる事項に変更があったとき又は変更したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届出なければならない。

(承継)

第11条 採取者からその許可に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、その揚水施設に係る第3条の許可を受けた者の地位を承継する。

2 採取者について相続、合併又は分割（その許可に係る揚水施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届出なければならない。

(廃止の届出)

第12条 採取者は、次の各号に掲げる場合は遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届出なければならない。

(1) 揚水施設による地下水の採取を廃止した場合

(2) 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積を基準断面積未満とした場合

(許可の失効)

第13条 採取者が前条各号の一に該当するに至ったときは、当該許可はその効力を失う。

(許可の取消し等)

第14条 知事は、偽りその他不正な手段により第3条若しくは第9条第1項の許可を受けた者又は第6条の規定により付した条件に違反した者に対し、その許可を取消することができる。

2 知事は、第3条若しくは第9条第1項の規定に違反して許可を受けず、又は第6条の規定により付した条件に違反して地下水を採取している者に対し、地下水の採取の停止若しくは採取量の減少又は相当の期限を定めて当該揚水施設のストレーナーの位置の変更その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(地下水の採取量の減少勧告)

第15条 知事は、地下水の採取の目的、代替水の供給の状況等により地下水の使用を合理化し、又は代替水への転換をすることが適当であると認めるときは、その者に対し当該揚水施設の構造の改善、代替水への転換その他採取量の減少のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(措置報告)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定により勧告をした者に対し、勧告に基づく措置について報告させることができる。

(記録及び報告)

第17条 採取者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量を記録し、及びこれを知事に報告しなければならない。

(緊急時の措置)

第18条 知事は、地下水の採取により地下水の水位の異常な低下又は地下水への塩水若しくは汚水の混入等の著しい障害が生じたと認められる場合は、期限及び指定地域のうち区域を定めて、その区域における採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取量の制限その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ茨城県地下水利用審査会の意見を聴かなければならない。

(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揚水施設により地下水を採取している者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして工場、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水に関する調査)

第20条 知事は、地下水に関し必要な調査に努めるものとする。

(水資源開発等の推進)

第21条 県及び市町村は、長期的な水需要の増大に対応し、必要な水を供給するための水資源の開発又は用水の供給に努めるものとする。

(適用除外)

第22条 この条例の規定は、工業用水法（昭和31年法律第146号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）の規定の適用がある場合の地下水の採取については、適用しない。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第9条第1項の許可を受けないで指定地域内の揚水施設により地下水を採取した者
- (2) 第14条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条第1項の規定による命令に違反した者

第25条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし，又は立入検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，昭和52年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

- 2 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則（平成13年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は，平成13年4月1日から施行する。



## 5 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則

〔昭和52年3月18日〕  
〔茨城県規則第9号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年茨城県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定地域)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める地域は、別表のとおりとする。

(基準断面積)

第4条 条例第3条の規則で定める揚水施設の揚水機の吐出口の断面積は、次のとおりとする。

- (1) 農作物のかん漑の用に供するため、地下水を採取する場合 125平方センチメートル
- (2) 前号以外の用に供するため、地下水を採取する場合 50平方センチメートル

(許可の申請書)

第5条 条例第4条第1項に規定する許可の申請は、地下水採取許可申請書(様式第1号)によつてしなければならない。

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 揚水機の能力
- (2) 地下水採取量の測定方法

3 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 揚水施設の構造図
- (2) 揚水施設を設置する場所の地質柱状図
- (3) 揚水試験の結果を記載した書面
- (4) 代替水への転換の見通しがある場合は、その見通しを証する書面
- (5) その他知事が特に必要と認めた書面

4 前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ないと認めたときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(許可の基準)

第6条 条例第5条第2項第3号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 専ら防火の用に供するため、地下水を採取する必要がある場合

(2) 干ばつ時等における緊急対策として地下水を採取する場合

(3) 水質又は水温について特別の条件を必要とする事業の用に供するため、地下水を採取する場合

(経過措置に伴う届出)

第7条 条例第8条第2項の規定による届出は、地下水採取届出書(様式第2号)によつてしなければならない。

(変更の許可)

第8条 条例第9条第1項の許可を受けようとするときは、地下水採取変更許可申請書(様式第3号)を、揚水施設の設置の場所を示す図面及び第5条第3項に定める書類を添付して提出するものとする。

2 第5条第4項の規定は、前項の場合において準用する。

(氏名等の変更の届出)

第9条 条例第10条の規定による届出は、氏名等変更届出書(様式第4号)によつてしなければならない。

(承継の届出)

第10条 条例第11条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第5号)によつてしなければならない。

(廃止等の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、揚水施設廃止等届出書(様式第6号)によつてしなければならない。

(記録)

第12条 条例第17条の規定による記録は、水量測定器により測定した採取量を地下水採取量等記録表(様式第7号)に記載して行わなければならない。ただし、水量測定器による測定ができない事情があるときは、揚水機の能力、吐出口の断面積及び運転時間により算定した採取量を地下水採取量等記録表(様式第8号)に記載して行うことができる。

(報告)

第13条 条例第17条の規定による報告は、毎年の地下水採取量について翌年の2月末日までに地下水採取量等報告書(様式第9号)によつてしなければならない。

(受理書の交付)

第14条 知事は、条例第8条第2項又は第11条第3項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に受理書(様式第10号)を交付するものとする。

(許可書の交付)

第15条 知事は、条例第3条又は第9条第1項の許可をしたときは、申請者に許可書(様式第11号)

を交付するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第16条 条例第19条第2項の職員の身分を示す証票は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

付 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和52年6月1日から施行する。

付 則(昭和60年規則第7号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年規則第69号)

この規則は、昭和62年11月30日から施行する。

付 則(昭和63年規則第3号)

この規則は、昭和63年1月31日から施行する。

付 則(平成元年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年規則第44号)

この規則は、平成8年6月1日公布の日から施行する。

付 則(平成8年規則第54号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

付 則(平成9年規則第42号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成9年規則第58号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

付 則(平成13年規則第29号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年規則第3号)

この規則は、平成14年2月2日から施行する。

付 則(平成14年規則第75号)

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第2号)抄

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第1条中茨城県行政組織規則第83条第2項の改正規定、同規則別表第6農業総合センターの項の改正規定(「岩井市大字岩井」を「坂東市岩井」に改める部分に限る。)及び同表畜産センターの項の改正規定並びに第3条の規定 平成17年3月22日

(4) 第2条及び第4条の規定 平成17年3月28日

付 則(平成17年規則第75号)抄

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中茨城県行政組織規則別表第6福祉相談センターの項の改正規定(「潮来市」の次に「, 神栖市, 行方市, 銚田市」を加える部分(神栖市に係る部分に限る。)に限る。), 同表農業総合センターの項の改正規定(「鹿島郡神栖町大字息栖」を「神栖市息栖」に改める部分及び「鹿嶋市」の次に「, 神栖市, 銚田市」を加える部分(神栖市に係る部分に限る。)に限る。), 第4条から第7条まで, 第10条及び第11条の規定 平成17年8月1日

(2) 第2条中茨城県行政組織規則第78条第2項の表茨城県内水面水産試験場の項の改正規定, 同規則別表第6福祉相談センターの項の改正規定(「潮来市」の次に「, 神栖市, 行方市, 銚田市」を加える部分(行方市に係る部分に限る。)及び「鹿島郡, 行方郡」を削る部分(行方郡に係る部分に限る。)に限る。), 同表農業総合センターの項の改正規定(「行方郡麻生町麻生」を「行方市麻生」に改める部分, 「潮来市」の次に「, 行方市」を加える部分及び「行方郡」を削る部分に限る。), 同表水産事務所の項の改正規定及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「神栖市」の次に「, 行方市, 銚田市, つくばみらい市, 小美玉市のうち平成18年3月27日に効力を生じた合併前の新治郡玉里村の同月26日における区域」を加える部分(行方市に係る部分に限る。)及び「, 鹿島郡旭村, 同郡銚田町, 同郡大洋村, 行方郡麻生町, 同郡北浦町, 同郡玉造町」を削る部分(行方郡麻生町, 同郡北浦町及び同郡玉造町に係る部分に限る。)に限る。) 平成17年9月2日

(3) 第2条中茨城県行政組織規則第57条の表茨城県立三和産業技術専門学院の項の改正規定(「猿島郡三和町大字諸川」を「古河市諸川」に改める部分に限る。), 同規則第83条第2項の表の改正規定(「土浦市」の次に「, 古河市, 石岡市」を加える部分(古河市に係る部分に限る。)及び「総和町, 三和町,」を削る部分に限る。)及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「, 同郡千代川村, 同郡石下町, 猿島郡総和町」を削る部分(猿島郡総和町に係る部分に限る。), 「同郡五霞町」を「猿島郡五霞町」に改める部分及び「, 同郡三和町」を削る部分に限る。) 平成17年9月12日

(4) 第2条中茨城県行政組織規則第68条第2項の表の改正規定, 同規則第83条第2項の表の改

正規定(「土浦市」の次に「, 古河市, 石岡市」を加える部分(石岡市に係る部分に限る。), 「かすみがうら市」の次に「, 桜川市, つくばみらい市」を加える部分(桜川市に係る部分に限る。), 「, 岩瀬町」及び「八郷町,」を削る部分並びに「筑波郡, 真壁郡,」を削る部分(真壁郡に係る部分に限る。)に限る。), 同規則第85条第2項の表茨城県那珂水系ダム建設事務所の項の改正規定, 同規則別表第6農業総合センターの項の改正規定(「, 筑西市」の次に「, 桜川市」を加える部分及び「真壁郡」を削る部分に限る。)及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「かすみがうら市」の次に「, 桜川市のうち平成17年10月1日に効力を生じた合併前の真壁郡真壁町及び同郡大和村の同年9月30日における区域」を加える部分及び「, 新治郡玉里村, 同郡八郷町, 同郡新治村, 筑波郡伊奈町, 同郡谷和原村, 真壁郡真壁町, 同郡大和村」を削る部分(新治郡八郷町, 真壁郡真壁町及び同郡大和村に係る部分に限る。)に限る。) 平成17年10月1日

- (5) 第2条中茨城県行政組織規則別表第6消費生活センターの項の改正規定, 同表福祉相談センターの項の改正規定(「鹿島郡銚田町大字銚田」を「銚田市銚田」に改める部分, 「潮来市」の次に「, 神栖市, 行方市, 銚田市」を加える部分(銚田市に係る部分に限る。)及び「鹿島郡, 行方郡」を削る部分(鹿島郡に係る部分に限る。)に限る。), 同表農業総合センターの項の改正規定(「鹿島郡銚田町大字銚田」を「銚田市銚田」に改める部分, 「鹿嶋市」の次に「, 神栖市, 銚田市」を加える部分(銚田市に係る部分に限る。)及び「鹿島郡」を削る部分に限る。)及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「神栖市」の次に「, 行方市, 銚田市, つくばみらい市, 小美玉市のうち平成18年3月27日に効力を生じた合併前の新治郡玉里村の同月26日における区域」を加える部分(銚田市に係る部分に限る。)及び「, 鹿島郡旭村, 同郡銚田町, 同郡大洋村, 行方郡麻生町, 同郡北浦町, 同郡玉造町」を削る部分(鹿島郡旭村, 同郡銚田町及び同郡大洋村に係る部分に限る。)に限る。) 平成17年10月11日

- (6) 第2条中茨城県行政組織規則第83条第2項の表の改正規定(「水海道市」を「常総市」に改める部分に限る。), 同規則別表第6農業総合センターの項の改正規定(「水海道市」を「常総市」に改める部分に限る。)及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「水海道市」を「常総市」に改める部分及び「, 同郡千代川村, 同郡石下町, 猿島郡総和町」を削る部分(猿島郡総和町に係る部分を除く。)に限る。) 平成18年1月1日

- (7) 第3条中茨城県行政組織規則第83条第2項の表の改正規定(「新治郡のうち新治村」を削る部分に限る。)及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「, 新治郡玉里村, 同郡八郷町, 同郡新治村, 筑波郡伊奈町, 同郡谷和原村, 真壁郡真壁町, 同郡大和村」を削る部分(新治郡新治村に係る部分に限る。)に限る。) 平成18

年2月20日

(8) 略

(9) 第2条中茨城県行政組織規則第83条第2項の表の改正規定(「坂東市, 筑西市」を「筑西市, 坂東市」に改める部分, 「かすみがうら市」の次に「, 桜川市, つくばみらい市」を加える部分(つくばみらい市に係る部分に限る。))及び「筑波郡, 真壁郡,」を削る部分(筑波郡に係る部分に限る。))に限る。), 同規則第86条の2第2項の表の改正規定, 同規則別表第6農業総合センターの項の改正規定(「水戸市」の次に「, 小美玉市」を加える部分, 「, 小川町, 美野里町」及び「新治郡」を削る部分, 「守谷市」の次に「, つくばみらい市」を加える部分並びに「筑波郡,」を削る部分に限る。))及び第8条中茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則別表の改正規定(「神栖市」の次に「, 行方市, 銚田市, つくばみらい市, 小美玉市のうち平成18年3月27日に効力を生じた合併前の新治郡玉里村の同月26日における区域」を加える部分(行方市及び銚田市に係る部分を除く。))及び「, 新治郡玉里村, 同郡八郷町, 同郡新治村, 筑波郡伊奈町, 同郡谷和原村, 真壁郡真壁町, 同郡大和村」を削る部分(新治郡玉里村, 筑波郡伊奈町及び同郡谷和原村に係る部分に限る。))に限る。)  
平成18年3月27日

付 則(令和2年規則第83号)抄

1 この規則は, 令和2年12月28日公布の日から施行する。

2 略

別表(第3条関係)

土浦市, 古河市, 石岡市, 結城市, 竜ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 取手市, 牛久市, つくば市, 鹿嶋市, 潮来市, 守谷市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市のうち平成17年10月1日に効力を生じた合併前の真壁郡真壁町及び同郡大和村の同年9月30日における区域, 神栖市, 行方市, 銚田市, つくばみらい市, 小美玉市のうち平成18年3月27日に効力を生じた合併前の新治郡玉里村の同月26日における区域, 行方市, 銚田市, 稲敷郡美浦村, 同郡阿見町, 同郡河内町, 結城郡八千代町, 猿島郡五霞町, 同郡境町, 北相馬郡利根町

様式第1号(第5条)地下水採取許可申請書は、茨城県水政課ホームページ「地下水の採取規制について」から入手してください。





## 地下水採取届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名及び住所(法人にあつて  
申請者 は、その名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第8条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置の場所				※整理番号	
地下水の採取量	日量	m <sup>3</sup>	季節により変動がある場合	※受理年月日	
	年量	m <sup>3</sup>	月から 月まで 月から 月まで	※許可番号	
ストレーナーの位置等  (ストレーナーが2以上あるときは、それぞれ記入する。)	位置 (地表面下)	規 格		※許可年月日	
	m	口径	長さ	※	
		cm	m		
揚水機の吐出口の断面積 (吐出口が2以上あるときは、それぞれ記入する。)	cm <sup>2</sup>				
揚水機の能力等	定格出力	KW( <b>HP</b> )			
	最大吐出量	m <sup>3</sup> /分( m <sup>3</sup> /日)			
	1日の運転時間	時間			
	揚程	m			
地下水の採取の目的					
地下水の採取の理由					

地下水の採取の 時 期	
地下水以外の水源 への転換の見通し	
地下水採取量の 測 定 方 法	1 水量測定器による。                      2 その他の方法による。

- 備考 1 ※印欄は，記入しないこと。  
2 ストレーナーの位置は，地表面からストレーナーの上端部までの距離を表示すること。  
3 地下水採取量の測定方法欄は，該当番号に○印を付けること。

様式第3号(第8条)地下水採取変更許可申請書は、茨城県水政課ホームページ「地下水の採取規制について」から入手してください。



様式第4号(第9条)氏名等変更届出書は、茨城県水政課ホームページ「地下水の採取規制について」から入手してください。

様式第5号(第10条)承継届出書は、茨城県水政課ホームページ「地下水の採取規制について」から入手してください。



様式第6号(第11条)揚水施設廃止等届出書は、茨城県水政課ホームページ「地下水の採取規制について」から入手してください。

様式第7号(第12条)

### 地下水採取量等記録表

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
採取日数(日)													
月間採取量(m <sup>3</sup> )													
1日平均採取量(m <sup>3</sup> )													
1日平均運転時間(時間)													

様式第8号(第12条)

### 地下水採取量等記録表

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
採取日数(日)														
月間採取量(m <sup>3</sup> )														
1日平均採取量(m <sup>3</sup> )														
1日平均運転時間(時間)														
吐出口の断面積	cm <sup>2</sup>													
揚水機の能力							KW(	<b>HP</b>	)					

様式第9号(第13条)地下水採取量等報告書は、茨城県水政課ホームページ「地下水の採取規制について」から入手してください。

様式第10号(第14条)

## 受理書

第 号  
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年 月 日に届出のあつた届出書( )は受理しました。

様式第11号(第15条)

指令第 号

許可書

住所

氏名

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例(昭和51年茨城県条例第71号)第3条(第9条第1項)の規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

茨城県知事

印

揚水施設の設置 の 場 所			
地下水の採取量	日量	m <sup>3</sup>	季節により変動がある場合
	年量	m <sup>3</sup>	月から 月まで m <sup>3</sup> 月から 月まで m <sup>3</sup>
地下水採取の目的	揚水機の吐出 口の断面積		cm <sup>2</sup>

井戸 の 状 況	区 分	揚水機の能力等			ストレーナー等						
		口径mm	揚程m	定格出力Kw	口径mm	(1)		(2)		(3)	
	位置m					長さm	位置m	長さm	位置m	長さm	
1				・			・		・		・
2				・			・		・		・
3				・			・		・		・

許可の条件	
-------	--

※ ストレーナーの位置は地表からの深さとする。

様式第12号(第16条)

(表)

写 真 縦 3cm 横 2cm 茨 城 県	身 分 証 明 書		第 号
	職 名	氏 名	年 月 日生
茨城県地下水の採取の適正化に関する条例(昭和51年茨城県条例第71号)第19条第2項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。			
年 月 日			
茨城県知事			印

(裏)

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例抜粋

(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揚水施設により地下水を採取している者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして工場、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第25条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(2) 第19条第1項の規定による報告若しくは、資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

縦 6cm, 横 9cm